

第 9 号報告 損害賠償の額を定めることの専決処分について

議案提出課 教育こども部 保育幼稚園課

1 報告理由

損害賠償の額を定めることについて、令和 7 年 9 月 30 日に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

2 報告の概要

令和 5 年度大阪府子育てのための施設等利用給付費府負担金返還金の支払遅延について、大阪府を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償したも

の。

3 損害賠償の額

4,396 円

第 68 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることがあります

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

任期満了に伴い、再任するもの。

2 議案の概要

- (1) 氏名 小田利昭
(2) 住所 堺市西区浜寺諏訪森町東二丁
(3) 生年月日 昭和 33 年 8 月 30 日
(4) 根拠法令 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項
(5) 新任、再任の別 再任
(6) 任期 令和 7 年 1 月 23 日から令和 10 年 1 月 22 日まで

第 6 9 号議案 工事請負契約の変更について

議案提出課 総務部 総務・債権管理課

変更の概要

工事の名称	新庁舎建設工事
契約金額	変更前 金 3, 368, 134, 000 円
	変更後 金 3, 396, 676, 800 円

第70号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

議案提出課 教育こども部 保育幼稚園課

1 提案理由

児童福祉法等及び関係内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

(1) 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（第1条関係）

子ども・子育て会議の所掌事務に関し、所要の改正を行うもの。

(2) 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

特定教育・保育施設における虐待等の禁止に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

(3) 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

ア 家庭的保育事業所における虐待等の禁止に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

イ 家庭的保育事業の利用開始時等における健康診断について、母子保健法上の健康診査結果等の活用に関し、所要の改正を行うもの。

ウ 地域限定保育士制度の一般化に伴い、国家戦略特別区域法の一部改正により削除された地域限定保育士に関し、改正前の同法による地域限定保育士が継続して保育士として従事できるよう、所要の改正を行うもの。

(4) 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

地域限定保育士制度の一般化に伴い、大阪府における児童福祉法に基づく同制度運用開始後に速やかに適用できるよう、所要の改正を行うもの。

(5) 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正（第5条関係）

ア 乳児等通園支援事業所における虐待等の禁止に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

イ 地域限定保育士制度の一般化に伴い、国家戦略特別区域法の一部改正により削除された地域限定保育士に関し、改正前の同法による地域限定保育士が継続して保育士として従事できるよう、所要の改正を行うもの。

(6) 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第6条関係）

地域限定保育士制度の一般化に伴い、大阪府における児童福祉法に基づく同制度運用開始後に速やかに適用できるよう、所要の改正を行うもの。

(7) 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第7条関係）

ア 地域限定保育士制度の一般化に伴い、国家戦略特別区域法の一部改正により削除された地域限定保育士に関し、改正前の同法による地域限定保育士が継続して保育士として従事できるよう、所要の改正を行うもの。

イ 放課後児童健全育成事業所における虐待等の禁止に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

(8) 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第8条関係）

地域限定保育士制度の一般化に伴い、大阪府における児童福祉法に基づく同制度運用開始後に速やかに適用できるよう、所要の改正を行うもの。

3 施行期日

(1) 2(1)から2(3)まで、2(5)及び2(7)については公布の日

(2) 2(4)、2(6)及び2(8)については大阪府が児童福祉法第18条の26第1項の認定を受けた日

第 71 号議案 島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

議案提出課 総務部 総務・債権管理課

1 提案理由

ふれあいセンターの OA 教室を廃止するため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

貸館対象施設から OA 教室を除くもの。

3 施行期日

令和 8 年 6 月 1 日

第 7 2 号議案 島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について

議案提出課 都市創造部 にぎわい創造課

1 提案理由

本町の農地の状況並びに都市農業の現状及び課題を踏まえ、近隣自治体の状況等を総合的に判断し、委員定数の見直しを行うもの。

2 議案の概要

島本町農業委員会の委員の定数を 14 人から 12 人と定めるもの。

3 施行期日

令和 8 年 7 月 20 日

第73号議案 島本町火災予防条例の一部改正について

議案提出課 消防本部 管理課

1 提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、及び林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加し、位置及び構造の基準について規定するもの（第7条の2条関係）。
- (2) 現行の対象火気設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改正するもの（第7条の3条関係）。
- (3) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項について規定するもの（第29条関係）。
- (4) 住宅における火災予防を推進する施策として感震ブレーカーを追加するもの（第29条の7条関係）。
- (5) 林野火災に関する注意報について規定するもの（第29条の8条関係）。
- (6) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限について規定したものの（第29条の9条関係）。
- (7) 火を使用する設備等の設置の届出の種類について、「簡易サウナ設備」を追加し、現行の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改正するもの（第44条関係）。
- (8) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項について規定するもの（第45条関係）。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日（ただし、第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 29 条の 7、第 44 条については、令和 8 年 3 月 31 日）

第75号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

令和7年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの。

2 議案の概要

【第1条関係】

(1) 給料

ア 一般職員

人事院勧告に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

イ 特定任期付職員

人事院勧告に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

ウ 任期付職員

一般職員に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

(2) 期末手当・勤勉手当（令和7年度）

ア 一般職員

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	1.25月	1.05月	2.30月	1.275月	1.075月	2.35月	2.525月	2.125月	4.65月
改正前（現行）	1.25月	1.05月	2.30月	1.250月	1.050月	2.30月	2.500月	2.100月	4.60月
増加分	—	—	—	0.025月	0.025月	0.05月	0.025月	0.025月	0.05月

イ 暫定再任用職員

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.70月	0.50月	1.20月	0.725月	0.525月	1.25月	1.425月	1.025月	2.45月
改正前(現行)	0.70月	0.50月	1.20月	0.700月	0.500月	1.20月	1.400月	1.000月	2.40月
増加分	—	—	—	0.025月	0.025月	0.05月	0.025月	0.025月	0.05月

ウ 特定期付職員

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.950月	0.875月	1.825月	0.975月	0.900月	1.875月	1.925月	1.775月	3.70月
改正前(現行)	0.950月	0.875月	1.825月	0.950月	0.875月	1.825月	1.900月	1.750月	3.65月
増加分	—	—	—	0.025月	0.025月	0.050月	0.025月	0.025月	0.05月

(3) 宿日直手当（勤務1回につき）

改正案	4,700円（7,050円）以内
改正前	4,400円（6,600円）以内

※ 括弧内の額は、勤務時間が午前9時から正午までと定められている日等に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務におけるもの。

(4) 通勤手当（自動車等使用／月額）

使用距離 (片道)	5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満
	改正案	(改定なし)	7,300円	10,400円	13,500円	16,600円	19,700円
改正前	2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円	18,700円
使用距離 (片道)	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満	60km以上	
改正案	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円	38,700円	
改正前	21,600円	24,400円	26,200円	28,000円	29,800円	31,600円	

【第2条関係】

期末手当・勤勉手当（令和8年度以降）

ア 一般職員

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	1.2625月	1.0625月	2.325月	1.2625月	1.0625月	2.325月	2.525月	2.125月	4.65月
改正前（現行）	1.2500月	1.0500月	2.300月	1.2500月	1.0500月	2.300月	2.500月	2.100月	4.60月
増加分	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.025月	0.025月	0.05月

イ 暫定再任用職員

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.7125月	0.5125月	1.225月	0.7125月	0.5125月	1.225月	1.425月	1.025月	2.45月
改正前（現行）	0.7000月	0.5000月	1.200月	0.7000月	0.5000月	1.200月	1.400月	1.000月	2.40月
増加分	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.025月	0.025月	0.05月

ウ 特定期付職員

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.9625月	0.8875月	1.850月	0.9625月	0.8875月	1.850月	1.925月	1.775月	3.70月
改正前（現行）	0.9500月	0.8750月	1.825月	0.9500月	0.8750月	1.825月	1.900月	1.750月	3.65月
増加分	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.025月	0.025月	0.05月

3 施行期日

(1) 第1条関係

公布の日（令和7年4月1日から適用）

(2) 第2条関係

令和8年4月1日

第 76 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し、改正するもの。

2 議案の概要

【第 1 条関係】

期末手当（令和 7 年度）

	6 月期	12 月期	計
改正案	2. 1 5 月	2. 2 0 月	4. 3 5 月
改正前（現行）	2. 1 5 月	2. 1 5 月	4. 3 0 月
増加分	—	0. 0 5 月	0. 0 5 月

【第 2 条関係】

期末手当（令和 8 年度以降）

	6 月期	12 月期	計
改正案	2. 1 7 5 月	2. 1 7 5 月	4. 3 5 月
改正前（現行）	2. 1 5 0 月	2. 1 5 0 月	4. 3 0 月
増加分	0. 0 2 5 月	0. 0 2 5 月	0. 0 5 月

3 施行期日

(1) 第 1 条関係

公布の日（令和 7 年 4 月 1 日から適用）

(2) 第 2 条関係

令和 8 年 4 月 1 日

第77号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

令和7年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

【第1条関係】

(1) 給料

一般職員に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

(2) 期末手当・勤勉手当（令和7年度）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.775月	1.050月	1.825月	0.800月	1.075月	1.875月	1.575月	2.125月	3.70月
改正前（現行）	0.775月	1.050月	1.825月	0.775月	1.050月	1.825月	1.550月	2.100月	3.65月
増加分	—	—	—	0.025月	0.025月	0.050月	0.025月	0.025月	0.05月

※ 勤勉手当は、一般職員の勤勉手当に関する規定を準用。

(3) 通勤手当（自動車等使用／月額）

使用距離 (片道)	5km未満	5km以上	10km以上	15km以上	20km以上	25km以上	30km以上
		10km未満	15km未満	20km未満	25km未満	30km未満	35km未満
改正案	(改定なし)		7,300円	10,400円	13,500円	16,600円	19,700円
改正前	2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円	18,700円

使用距離 (片道)	35km 以上 40km 未満	40km 以上 45km 未満	45km 以上 50km 未満	50km 以上 55km 未満	55km 以上 60km 未満	60km 以上
改正案	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円	38,700円
改正前	21,600円	24,400円	26,200円	28,000円	29,800円	31,600円

※ 通勤手当は、一般職員の通勤手当に関する規定を準用。

(4) その他文言の整理を行うもの。

【第2条関係】

期末手当・勤勉手当（令和8年度以降）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.7875月	1.0625月	1.850月	0.7875月	1.0625月	1.850月	1.575月	2.125月	3.70月
改正前（現行）	0.7750月	1.0500月	1.825月	0.7750月	1.0500月	1.825月	1.550月	2.100月	3.65月
増加分	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.025月	0.025月	0.05月

※ 勤勉手当は、一般職員の勤勉手当に関する規定を準用。

3 施行期日

(1) 第1条関係

公布の日（令和7年4月1日から適用）

(2) 第2条関係

令和8年4月1日

第78号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第6号）

議案提出課 総務部 財政課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	17,107,600 千円
	補正後	17,171,205 千円
歳入歳出予算	補正額	63,605 千円

〔歳 入〕

(単位:千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
地方特例交付金	地方特例交付金	40,000	3,301	減収補填特例交付金
地方交付税	地方交付税	1,646,000	590,077	普通交付税
国庫支出金	総務費国庫補助金	230,468	2,519	社会保障・税番号制度 補助金 1,762
	民生費国庫補助金	184,504	309	個人番号通知書・個人 番号カード関連事務交 付金 757
	衛生費国庫補助金	38,107	164	出産・子育て応援交付金
	民生費府補助金	223,458	172	新子育て支援交付金 77 子ども・子育て支援交 付金 95
府支出金	衛生費府補助金	4,029	82	出産・子育て応援交付金
	教育費府補助金	17,188	△ 1,582	スクールサポートスタッフ配置事業 費補助金
	財産収入	不動産売払収入	0	665 町有地売払収入（青葉三丁目地内）
繰入金	財政調整基金繰入金	1,508,409	△ 532,102	財政調整基金繰入金
歳入合計		17,107,600	63,605	

〔歳出〕

(単位:千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
議会費	議会費	131,874	773	人件費
総務費	一般管理費	618,131	△ 196	人件費 △ 966 人事給与システム改修業務 770
	財産管理費	399,386	1,980	庁舎改修工事
	防災計画費	76,639	355	人件費
	電算処理費	892,696	73	人件費
	財務会計費	39,042	176	口座振替データ伝送業務
	広報費	21,479	164	人件費
	人権文化センター費	79,490	169	人件費
	財政調整基金等積立金	515,149	665	公共施設整備積立基金積立て
	税務総務費	131,691	396	人件費
	戸籍住民基本台帳費	141,456	2,312	人件費 6,583 電話使用料 △ 50 振り仮名関連委託業務 △ 4,221
社会福祉費	社会福祉総務費	319,861	4,774	人件費
	障害者福祉費	1,264,165	685	人件費
	高齢者福祉費	29,884	264	人件費
	国民健康保険費	275,486	20,842	国民健康保険事業特別会計繰出し
	後期高齢者医療費	568,287	△ 6,305	後期高齢者医療特別会計繰出し
	介護保険費	502,650	3,859	介護保険事業特別会計繰出し
	国民年金費	4,581	177	人件費
	児童福祉総務費	327,931	10,865	人件費
	児童福祉施設費	379,069	784	電気使用料
	ひとり親家庭福祉費	131,981	150	人件費

民生費	こども家庭費	44,926	1,339	人件費 1,283 庁用器具費 56
	生活保護総務費	83,391	2,579	人件費 2,480 旅費 99
	保健衛生総務費	143,320	957	人件費
	保健ヘルス事業費	72,628	19	人件費
	母子保健事業費	110,492	941	人件費 940 旅費 1
	予防費	152,151	98	人件費
	生活環境総務費	38,159	509	人件費 503 旅費 6
	清掃総務費	27,798	△ 1,827	人件費
	塵芥処理費	562,361	75	人件費
	農林水産業費	農業総務費	28,301	△ 1,185 人件費
商工費	商工振興費	248,212	△ 1,936	人件費
土木費	土木総務費	93,772	1,467	人件費
	河川維持費	18,459	3	土砂災害情報相互通報システム等回線使用料
	都市計画総務費	92,366	△ 1,329	人件費
	防犯費	26,480	1,533	防犯灯電気使用料
消防費	常備消防費	758,864	19,077	人件費
	事務局費	240,754	9,609	人件費
	教育センター費	16,788	260	人件費
	放課後子ども支援費	233,963	2,998	人件費 2,856 電話使用料 142
	学校管理費 (小学校)	682,832	1,508	人件費

教育費	学校管理費 (中学校)	366, 228	460	人件費
	幼稚園費	232, 381	△ 10, 980	人件費
	社会教育総務費	96, 158	2, 105	人件費
	文化財保護費	33, 055	778	人件費
	歴史文化資料館管理費	11, 816	316	人件費
	図書館費	55, 677	676	人件費
公債費	元金	1, 133, 950	△ 1, 124	財務省 △ 1, 025 地方公共団体金融機構 △ 99
	利子	73, 680	△ 8, 283	財務省 66 地方公共団体金融機構 △ 8, 265 大阪府市町村振興協会 △ 84
	歳出合計	17, 107, 600	63, 605	

【人件費の補正】

52, 672千円 (報酬 13, 441千円、給料 △9千円、職員手当 23, 193千円
共済費 16, 077千円)

【繰越明許費の補正】

〔追 加〕

○コンビニ交付システム標準化改修業務委託
4, 268 千円

○農地台帳システム標準化改修業務委託
638 千円

○住宅・建築物耐震改修促進計画改定業務委託
6, 140 千円

【債務負担行為の補正】

〔追 加〕

○コピー用紙購入

期 間：令和 7 年度から令和 8 年度まで

限度額：8,176 千円

○住民税システム改修業務委託

期 間：令和 7 年度から令和 8 年度まで

限度額：12,334 千円

○清掃工場使用薬品購入

期 間：令和 7 年度から令和 8 年度まで

限度額：16,404 千円

○清掃工場排ガス等測定分析業務委託

期 間：令和 7 年度から令和 10 年度まで

限度額：18,436 千円

○美化推進業務委託

期 間：令和 7 年度から令和 8 年度まで

限度額：3,080 千円

○町立小中学校給食用食材購入

期 間：令和 7 年度から令和 8 年度まで

限度額：189,027 千円

○町立保育所幼稚園給食用食材購入

期 間：令和 7 年度から令和 8 年度まで

限度額：35,681 千円

〔変 更〕

○自治体クラウド導入事業（延長分）

期 間：令和 7 年度から令和 8 年度まで

限度額（変更前）：105,358 千円

限度額（変更後）：169,179 千円

○住民集団健診等業務委託

期 間：令和 7 年度から令和 10 年度まで

限度額（変更前）：16,396 千円

限度額（変更後）：17,810 千円

第79号議案 令和7年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	3,264,216 千円
	補正後	3,285,058 千円
歳入歳出予算	補正額	20,842 千円

〔歳 入〕

(単位:千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
繰入金	一般会計繰入金	274,610	20,842	職員給与費等繰入金
歳入合計		3,264,216	20,842	

〔歳 出〕

(単位:千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	一般管理費	58,795	20,639	人件費 1,290 国保システム改修 19,349
保健事業費	特定健康診査等事業費	28,314	203	人件費 203
歳出合計		3,264,216	20,842	

【債務負担行為の補正】

〔追 加〕

- 国保システム改修業務（子ども・子育て支援金対応）

期 間：令和7年度から令和8年度まで

限度額：29,359千円

〔変 更〕

- 特定健診等業務委託（集団）

期 間：令和7年度から令和10年度まで

限度額（変更前）：19,674千円

限度額（変更後）：17,351千円

【人件費の補正】

1,493千円（報酬 236千円、職員給 627千円、職員手当等 434千円、共済費 196千円）

第80号議案 令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	786,964 千円
	補正後	780,659 千円
歳入歳出予算	補正額	△ 6,305 千円

〔歳 入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
繰入金	事務費繰入金	28,492	△ 6,305	事務費繰入金
	歳入合計	786,964	△ 6,305	

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	一般管理費	26,211	△ 6,305	人件費 240 後期高齢者医療システム改修業務 △ 6,545
	歳出合計	786,964	△ 6,305	

【債務負担行為の設定】

○後期高齢者医療システム改修業務（子ども・子育て支援金対応）

期 間：令和7年度から令和8年度まで

限度額：7,425千円

【人件費の補正】

240千円（職員給 △39千円、職員手当等 139千円、共済費 140千円）

第81号議案 令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案提出課 健康福祉部 高齢介護課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	3,389,986 千円
	補正後	3,395,492 千円
歳入歳出予算	補正額	5,506 千円

〔歳 入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
国庫支出金	地域支援事業交付金	43,329	515	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 5
	介護保険事業費補助金	0	517	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 510
支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	25,493	5	地域支援事業支援交付金（第2号被保険者分）
府支出金	地域支援事業交付金	24,026	257	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 2
	人生会議相談対応支援事業補助金	0	39	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 255
繰入金	地域支援事業繰入金	24,026	257	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 2
	職員給与費等繰入金	38,716	2,565	地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業） 255
	その他一般会計繰入金	36,382	1,037	その他一般会計繰入金
	介護保険給付準備基金繰入金	110,996	314	介護保険給付準備基金繰入金
歳入合計		3,389,986	5,506	

〔歳出〕

(単位:千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	一般管理費	47,013	3,601	人件費 2,565 介護保険システム改修委託料 1,036
	介護認定審査会費	26,186	518	人件費
地域支援事業費	一般介護予防事業費	1,571	21	人件費
	包括的支援事業費	59,450	1,366	人件費
歳出合計		3,389,986	5,506	

【人件費の補正】

4,470千円 (報酬 597千円、職員給 1,782千円、職員手当等1,177千円、共済費 914千円)

第82号議案 令和7年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

【収益的収入及び支出】

	収 入	支 出
補正前	692,200 千円	655,400 千円
補正後	692,200 千円	652,653 千円
補正額	0 千円	△ 2,747 千円

〔支 出〕 (款) 水道事業費用

(単位:千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
當業費用	原水及び浄水費	196,248	548	人件費
	配水及び給水費	56,538	△ 4,720	人件費
	受託工事費	5,443	120	人件費
	総係費	113,092	1,305	人件費
支出合計		655,400	△ 2,747	

【資本的収入及び支出】

	収 入	支 出
補正前	85,082 千円	665,900 千円
補正後	85,082 千円	666,364 千円
補正額	0 千円	464 千円

〔支 出〕 (款) 資本的支出

(単位:千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
建設改良費	事務費	15,701	464	人件費
	支出合計	665,900	464	

【人件費の補正】

△ 2,283 千円 (給料 △ 2,099 千円、手当 △ 40 千円、賞与引当金繰入額
△ 220 千円、報酬 285 千円、法定福利費 △ 209 千円)

第83号議案 令和7年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

【収益的収入及び支出】

	収 入	支 出
補正前	997,800 千円	917,300 千円
補正後	997,800 千円	917,569 千円
補正額	0 千円	269 千円

〔支 出〕 (款) 下水道事業費用

(単位:千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
営業費用	総係費	34,104	269	人件費
	支出合計	917,300	269	

【資本的収入及び支出】

	収 入	支 出
補正前	589,800 千円	969,800 千円
補正後	589,800 千円	971,773 千円
補正額	0 千円	1,973 千円

〔支 出〕 (款) 資本的支出

(単位:千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
建設改良費	公共下水道整備事業費	452,998	1,973	人件費
	支出合計	969,800	1,973	

【人件費の補正】

2,242 千円 (給料 1,063 千円、手当 481 千円、法定福利費 698 千円)

第 84 号議案 訴えの提起について

議案提出課 教育こども部 教育総務課

※個人情報に配慮する必要があるため、記載していません。

令和7年12月定例会議

第85号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第7号）

議案提出課 総務部 財政課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	17,171,205 千円
	補正後	17,171,645 千円
歳入歳出予算	補正額	440 千円

〔歳 入〕

(単位:千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
繰入金	財政調整基金繰入金	976,307	440	財政調整基金繰入金
	歳入合計	17,171,205	440	

〔歳 出〕

(単位:千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	一般管理費	617,935	440	訴訟に伴う弁護士費用
	歳出合計	17,171,205	440	